

はじめに
日本化粧品検定について
コスメコンシェルジュ資格者の声
最強の監修者のみなさん

012 008 003 002

コスメ検定 1級出題範囲

PART.1

化粧品の歴史

PART.2

化粧品原料と基礎知識

1・化粧品の原料について

水溶性成分
油性成分
界面活性剤
ポリマー（高分子）・酸化防止剤・防腐剤
着色剤
へスキンケア化粧品について
1・スキンケア化粧品
おもな構成成分
クレンジング・洗顔
石けん
スキンケアアイテム
化粧水・乳液・クリーム
ジェル・美容液
スペシャルケア

030
032 032 032 033 034 036 038 039
040 040 041 046 048 048 050 051
054

020

10・毛髪の変化とトラブル
毛髪にダメージを与える要因
薄毛について

099 099

11・ヘアケア化粧品について
へネイルの構造について

102 108

12・爪の構造と機能
各部の名称と働き

109

13・ネイル化粧品とお手入れ方法
ネイル化粧品の種類
その他のネイル化粧品

112 113 113

基本的な爪の形やお手入れ法
へ香りの成分と働きについて知ろう

114 115 117

14・嗅覚のしくみと香りの種類
香りを感ずるしくみ

118

天然香料
植物性香料、精油の効能早見表
合成香料

119 120 125

へオーラルケアとケア製品について知ろう

133 134

15・口腔と歯の構造
歯と口腔周りの病気・トラブル

134

オーラルケア製品
歯が白くなるメカニズム
へサプリメントの基礎知識

136 137 138

16・サプリメントの基礎知識
サプリメントと薬の違い

139

食品での区分
おすすめ栄養成分
効果的な摂取タイミング

140 141 143

2・男性肌の特徴
男性化粧品の種類
へメイクアップ化粧品の種類について

057 057 059

3・メイクアップ化粧品の基本となる原料
4・UVケア化粧品
UVケア化粧品の種類と特徴

060 062 064

5・ベースメイクアップ化粧品
化粧下地
ファンデーション
ファンデーション
新顔ベースメイク(BBクリームミネラルファンデーション)
フェイスパウダー

066 066 066 068 070 071

6・ポイントメイクアップ化粧品
メイクアップと色について
口紅・リップグロス
チーク

074 074 077 078

7・アイメイクアップ化粧品
アイシャドウ・アイライナー
マスカラ
アイブロウ

079 080 082 084

へボディ化粧品について

086 086

8・ボディ化粧品について
洗浄剤
防臭化粧品
脱毛料
入浴料

087 088 089 091 092

シエイブアップ料
へ毛髪の構造とヘアケア製品について

092 093 095

9・毛髪と頭皮の構造と機能
毛周期と脱毛

096 098

PART.3

化粧品にまつわるルール

1・化粧品と医薬品医療機器等法
化粧品のルールにはこのようなものがあります！

148

2・化粧品・薬用化粧品・医薬部外品の効能と効果
3・化粧品の広告やPRのための表示ルール
4・化粧品の全成分表示
一般的な表示順

148 150 154 156 156

5・化粧品の安全性を守るためのルール
こんなルールがあります
化粧品に求められる品質
化粧品を安全に使うために
安全に製造・使用するためのエアゾールの法規例

157 158 158 159 160

6・化粧品を安全に保つために
こういう点をチェックします！
ヒトによるチェックのしかた

161 162 162

7・化粧品と肌トラブル
かふれと思ったり？

163 164 165

8・化粧品の官能評価
官能評価が必要な感覚とその対象
人の五感を使った官能評価が必要なわけ

170 171 172

9・官能評価の実施例
Let's Try！(復習してみましょう)
美にまつわる格言・名言

174 176 177 28

28・144・176
索引
参考資料・おもしろな化粧品成分
参考文献・資料
おわりに

178 184 189 190

190 189 184 178

〈クレンジングクリームや油系ジェルでおこる転相とは?〉



〈クレンジングでオフされるものとは?〉

クレンジングで汚れを落とすと同時に表面を保護している皮脂膜が洗い流され、肌のうるおいを保つうえで重要な役割を果たす **NMF (天然保湿因子)** なども流れでてしまう可能性があります。クレンジングはタイプによって洗浄力が異なるため、自分のメイクの濃さに応じた製品を使い分けましょう。

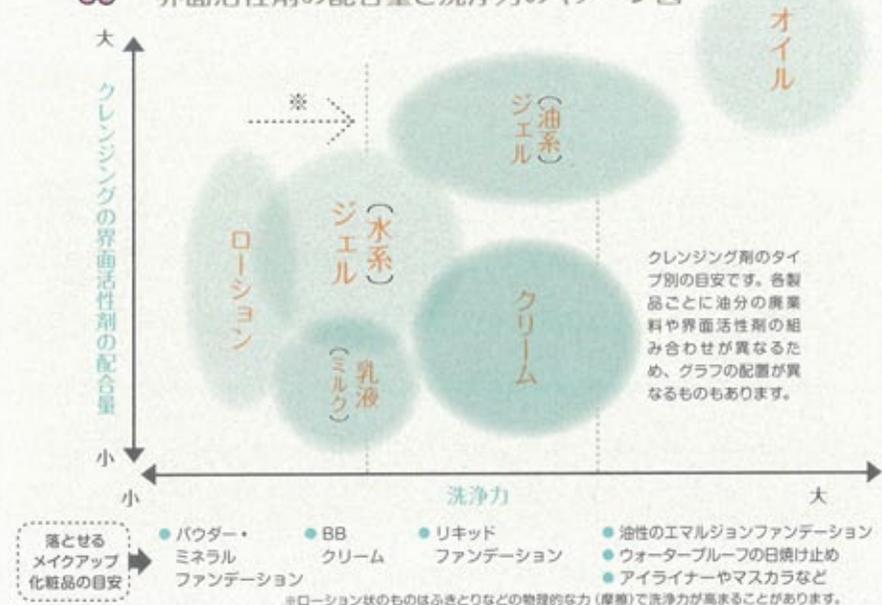
汚れ

皮脂膜 (皮脂+汗)

NMF



界面活性剤の配合量と洗浄力のイメージ図



*化粧品事典 P125 参照

〈クレンジングの種類〉

オイル状 (クレンジングオイル) **強**

主成分の油性成分が界面活性剤を溶解しており、洗い流し時に**乳化**させます。

(水系)ジェル状 (クレンジングジェル) **弱**

水溶性のジェルタイプで洗浄力は弱いですが、使用後の感触はさっぱりしています。**油性成分が少ないので界面活性剤を多く配合**しています。

クリーム・ペースト状 (クレンジングクリーム) **普**

クレンジングクリームは **O/W型** が主流。肌になじませると **W/O型** になる (**転相**) も多いです。

(油系)ジェル状 (クレンジングジェル) **普** **強**

油性のジェルタイプは **オイル** をジェル状にしたもので、クレンジング力が高い。肌になじませると **W/O型** になる (**転相**) も多いです。

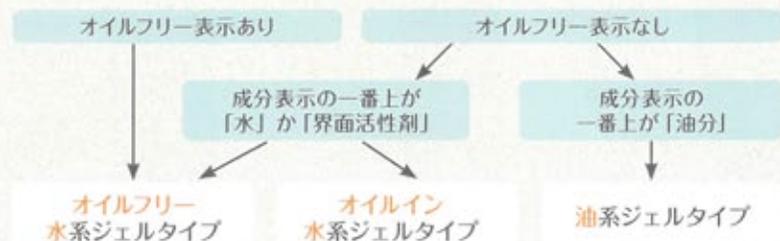
乳液状 (クレンジングミルク) **弱**

クレンジングクリームより **水溶性成分** が多く、使用後の感触がさっぱりしています。

液状または不織布含浸タイプ (クレンジングローション、クレンジングシート) **弱** **中**

非イオン性界面活性剤、**アルコール**、**保湿剤** の配合が多いです。液状タイプはコットンなどに含ませて使用します。物理的なふきとり効果がプラスされると洗浄力が高くなりますが、摩擦による肌ダメージに注意が必要。不織布含浸タイプはすでにクレンジング剤が不織布に含まれているので使い方が簡単です。

水系ジェルと油系ジェルの見分け方



化粧品はテレビCMを中心に、雑誌やイベントなど華やかな広告宣伝を行う業界として認識されています。とくに1970年代から1980年代にかけては季節ごとに大々的なキャンペーンを行っていました。

化粧品の広告を行う場合、「医薬品医療機器等法」も注意しなければなりません。ほかにも欠かせないものがあります。それは、厚生労働省が出している「**医薬品等適正広告基準**」、消費者

庁が出している「**景品表示法**」など表示や広告での表現についての規制です。

医薬品医療機器等法や**厚生労働省のガイドライン**は、化粧品などの製造と販売側から見ただけで、**景品表示法**は消費者の購買と選択の視点からの規制が定められています。消費者側から見ると、よりよい商品やサービスを選びたいと選ぶことができる環境を守るために、行きすぎた表現をしないように、法律として厳しく規制しているのです。

こちらの立場の法律であっても、消費者にとって確かな商品選びができるように、という配慮は同じです。

具体例をあげると「しわがなくなり、シミが消えます」などの劇的な変化を商品のキャッチコピーや説明文に入れることはNGです。「防ぐ」という効能しか認められていないものに「消える」という表現はできません。わずかな表現の違いですが、化粧品の広告・PRに携わる人は注意が必要です。

〈化粧品のPR表現で、とくに重要なもの〉

検定
POINT

1. 美白・ホワイトニング

薬用化粧品の場合

- ①「メラニンの生成を抑え、しみ・そばかすを防ぐ」という表現はOK。
- ②「**美白**」や「**ホワイトニング**」とキャッチコピーを打ち「メラニンの生成を抑え、日焼けによるしみ・そばかすを防ぐ」という注をつければOK。
- ③「肌全体が**白くなる**」ような表現はNG。

一般化粧品の場合

「**メイクアップ**効果により肌を白く見せる」旨の表現はOK。〈美白ファンデーション〉

2. 肌の疲れ

「**疲労回復**」的表現はNG。よって「**疲れた**肌」などもNG。

3. しみ

一般化粧品であれ薬用化粧品であれ、しみについては「日焼けによるしみ・そばかすを防ぐ」という効能・効果しか認められていません。「**日焼けによる**」を省いてはNGで「しみを防ぐ」と同じくらいの**大きさ**で書かなければいけません。

※ただし、薬用化粧品では、メラニンの生成を抑えることが薬用化粧品の許可の際に認められていれば、「**メラニンの生成を抑え**、しみ・そばかすを防ぐ」という表現もOK。

4. お肌の弱い方・低刺激性

- ①「お肌の**弱い方**」という表現はNG（「**アレルギー性肌の方**」もNG）。
- ②「**低刺激性**」「**刺激が少ない**」はキャッチフレーズに使わなければOK。「**刺激がない**」はNG。
- ③「**敏感肌の方**」はOK。

5. 「奥まで浸透」といった表現

角層へ浸透する表現はOKですが、それ以上深くへの浸透表現はNG。

※「肌の奥深く」「肌内部」「肌の奥深く」という表現は、例え注釈で「角層」である旨の説明があっても、角層の範囲を越えて浸透するかのような印象を与えるので不適。

※第103回化粧品広告審査会参照

6. 「アンチエイジング」は不可

※日本化粧品工業連合会のルールは「**エイジングケア**」はOKとしています。

※但し、「**エイジングケア**」とは「**年齢に応じたお手入れ**」という注釈で記載が必要。

※第104回化粧品広告審査会参照